

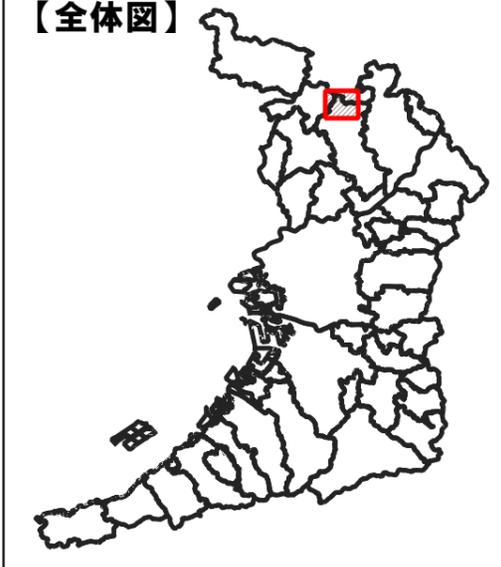
11 茨木北特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

市道長谷中央南線と府道余野車作線との交点を起点とし、同府道を西進し、茨木市と豊能郡豊能町との境界線との交点に至り、同境界線を北進し、茨木市と京都府の境界線との交点に至り、同境界線を東進し、清阪峠に至り、同峠から府道豊中亀岡線を南進し、市道清阪本線との交点に至り、同市道を北進し、市道清阪1号線との交点に至り、同市道を西進し、市道清阪7号線、市道清阪6号線、市道長谷6号線を経て、同市道終点から農道を西進し、市道長谷中央北線との交点に至り、同市道を南進し、市道長谷中央南線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。